

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

## 第 25 期川崎町農業委員会

## 令和 6 年 3 月総会議事録

期 日 令和6年3月8日(金)

場 所 川崎町役場庁舎  
2階 入札室

令和6年3月8日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(9人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	
4番 西山 一郎		
7番 星野 宗広		9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(4人)

3番 藤川 航
5番 松江 勇治
6番 宗吉 弘行
8番 中村 明

農地利用最適化推進委員(名)


4、本会事務局 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●、 ●●番 ●●

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案債2号 農地法第4条の規定による転用計画変更承認申請について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について

その他 令和6年度川崎町農業委員会定例総会日程について

事務局係長

本日は局長が、議会のため出席出来ませんが、定刻になりましたので、令和6年3月の農業委員会総会を開催いたします。それでは田所会長、挨拶をお願いいたします。

会 長  
事務局係長

(会長挨拶)

田所会長、ありがとうございました。

本日はですね、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員から欠席の連絡が入っています。農業委員13名中9名の出席であり、定数に達していますので総会は成立しています。

また、推進委員さんも、6名中6名の出席があります。

これより議事を行いたいと思います。

議 長

議長は、会議規則第4条の規定により会長をお願いいたします。議事に入ります。

まず、議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は議長において指名することに御異議ございませんか。(異議なし)

異議なしと認め、議事録署名委員は、●●番●●委員、●●番●●委員、をお願いいたします。

それでは議案第1号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。番号、1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢、80、家族構成、人員、4、農主、1、農従、1、耕作面積は、貸付け地が1,491㎡、合計1,491㎡です。

譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢、39、家族構成、人員、6、農主、1、農従、なし、自作地が17,833㎡、貸付け地が1,798㎡、合計19,631㎡あります。農機具の状況としては、譲受人のほうは、刈払機で、譲渡人のほうは、トラクター、コンバイン、田植機、刈払機など持っています。

土地の所在については、大字、川崎、字、久保園屋敷、地番、●●番●●、地目、現況畑、地積、116㎡、通作時間は、譲受人の自宅前で時間はほぼありません。申請理由は売買となっています。

この議案は、●●氏の家の前にある、●●氏の土地を売買により、●●氏へ所有権の移転を行うものです。

登記上の地目は雑種地ですが、現況畑として利用されており、平成9年より、農地として課税されているため、雑種地ではありますが、現況が優先されますので、3条申請というふうなことになりました。

2月28日に、●●委員と●●委員とで現況確認に行ってきました。2ページに位置図、3ページに航空写真、4ページに現況写真をつけていますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。現地確認した、●●委員、補足説

●●委員 明をお願いします。  
説明いたします。  
2月の28日の日に、●●委員と執行部と、現況を見てきました。現況が立派な畑であり、特に問題がないというふうに思います。

議長 事務局及び●●推進委員の説明が終わりました。  
質疑のある方は挙手をお願いします。（質疑なし）  
ないですか。じゃ、ないようですのでお諮りいたします。  
議案第1号番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）  
はい、ありがとうございます。  
賛成多数ですので、議案第1号番号1は、農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認といたします。  
続きまして議案第2号番号1、農地法第4条の規定による農地転用計画変更承認についてです。  
この議案は●●委員に関する議案ですので、●●委員は退席をお願いします。（●●委員退席）  
はい、では事務局説明方をお願いします。

事務局係長 はい。  
議案第2号、農地法第4条の規定による農地転用計画変更承認申請について、番号、1、申請人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、田原、字、大行事ほか、地番、●●番ほか、合計3筆、地目、田ほか、地積、387㎡ほか合計892㎡。  
申請理由としましては、天候等の影響により、当初申請の工事期間内で工事の完了が難しくなったため、工事の延期をしたいということです。  
申請目的は、工期期間の延長、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、1年間の期間延長させてくださいということでした。  
この議案は、10月の総会で、●●委員より4条申請された議案ですが、当初、今年の3月末までの工期内でしたが、天候等の影響により、工期期間内での完了が難しくなったため、工期延長の計画変更を申請したものです。  
今回の工期は、余裕を持って1年間の延長して工期計画を立てていますので、計画変更は工期の期間の延長だけです。  
6ページに現況の写真をつけています。  
よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。  
質疑のある方挙手をお願いします。

●●委員 はい。  
転用計画っていうのは、具体的に何をどうするんですか。

事務局係長 はい。  
10月ですね、議案で●●委員から、今あるこの土地をです

ね、埋立てて育苗施設をつくりたいというふうなことで議案が出されてまして、その議案に沿って、県のほうも許可進達した結果（許可の）結果が出たんですけども、工事のほうがですね、今年の3月31日までだったんですけども、間に合わないということで、育苗施設をつくるための埋立てという形になっています。これは建物を建ててということじゃなくてですね、露地でということですよ。

●●委員

事務局係長  
議長

そうです。露地栽培でということですよ。  
苗を上げる場所ということやったよね。

●●委員

事務局係長

これは転用しなくちゃいけないんですか。

現状が田んぼだったんで、それを育苗施設に変えるということですよ。

●●委員

ここは谷になっていて、それでちょっと埋めるんですね。

●●委員

畑扱いにはならないんですか。

●●委員

そこには植えて、（他所の）田んぼなどにもって行って移植するんで、育苗でその間は1か月ぐらいで。

議長

畑はそこで作物を生産する形のもんですけど、この場合はただ苗を並べて上げるただけのものですから、畑にはならないと思います。

●●委員

広げるだけですか。

事務局係長

そこで、苗箱を並べて、稲（の苗）を育てるのに使うとかいうふうな話だったんで。

●●委員

雑種地になるんですか。

議長

雑種地になると思います。農地からはずということで10月の農業委員会で掛けていますね。

他に（質疑は）ないですか。（質疑なし）

無いようですのでお諮りいたします。

議案第2号番号1について承認することについて賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）

はい、ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第2号番号1の農地法第4条の規定に基づく農地転用計画変更承認については、原案どおり承認といたします。

●●委員の入室をお願いいたします。

（●●委員入室）。

はい、それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出、合意解約について、事務局説明をお願いいたします。

事務局係長

はい、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出、合意解約、番号、1、賃貸人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、川崎、字、塚田、地番、●●番●●、地目、田、地積、2,572㎡、契約の期間、令和2年11月20日から令和7年11月19日までの5年間、権利の種類、基盤強化促進法による利用権。

解約理由としましては、耕作者の変更ということになってます。

次に、番号、2番、8ページのほうをお願いいたします。  
賃貸人、住所、福岡市早良区室見●●丁目●●、ダイアパレス●●号、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、川崎、字、小ゾノ屋喜、地番、●●番ほか、合計2筆、地目、田、地積、936㎡ほか、合計1,688㎡です。

契約期間は、令和2年11月20日から令和7年11月19日までの5年間、権利の種類は、基盤強化促進法による利用権です。

解約理由としましては、こちらも耕作者の変更ということになっています。

議案番号1号、2号、どちらも●●氏が耕作していた田んぼですが、この農地を今後、●●氏が耕作をする予定ということで、合意解約に至ったみたいです。以上です。

議長 はい、この2件については報告だけですので、お諮りすることはありません。

それではその他のほうに入ります。

その他で何かございませんか。

事務局係長 はい。その他のほうで、先ほど訂正してもらった、農業委員会の（令和）6年度の総会の日程のほうなんですけども、令和6年度川崎町農業委員会の総会の日程は、通常総会は13時30分からですが、6月、9月、10月の総会につきましては、農繁期であるため19時から開催いたします。

8月については、農地パトロールの出発式を行いますので、9時からの総会となっています。

令和6年度総会日程については以上です。

続きまして、御手元のほうにお配りさせていただいてる、軍手ですけれども、全国農業新聞のほうからですね、新聞の勧誘ってどうか、購読を推進していただきたいということですね、粗品が届いていますので、推進のほうに活用していただければと思います。

そして、続きまして、あとまた活動記録ですね、提出のほうをお願いしときます。

それからもう一部、農林振興課のほうからですね、1枚来てると思うんですけども、農業用ため池のですね災害防止のために、調査等を行いますのでということで、下記の五つの池についてですね、調査等がありますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 はい。  
今事務局のほうから説明ありましたその他のほうですね、特に農業のため池の災害防止対策ということで、耐震調査ということで、令和6年から令和7年3月にかけて3か所のため池が調査に入るということでございますので、このときは、担当地区のですね、農業委員あるいは推進員の方はこの調査のときには、でき

るだけ立ち会っていただきたいというふうに思っておりますので  
よろしくお願ひしたいと思ひます。  
ほかに何か（ありませんか）。  
ないですか。（特になし）  
ないようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いた  
しました。  
次回の総会は4月10日13時30分からです。  
時間を間違ひないようにお願ひいたします。  
以上をもちまして、川崎町農業委員会3月総会を閉会いたしま  
す。  
どうもお疲れさんでございました。

閉会 14時00分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 \_\_\_\_\_.

●●番委員 \_\_\_\_\_.

議 長 \_\_\_\_\_.